

平成30年12月13日提出

平成30年12月市議会定例会追加議案

白 河 市



## 白河市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を 改正する条例

第1条 白河市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成26年白河市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 白河市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の132.5」を「100分の127.5」に、「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の白河市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、平成30年12月1日から適用する。  
（期末手当の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の白河市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

平成30年12月13日提出

白河市長 鈴木和夫

## 白河市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 白河市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（平成 17 年白河市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 167.5」を「100 分の 172.5」に改める。

第 2 条 白河市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「、6 月に支給する場合には 100 分の 157.5、12 月に支給する場合には 100 分の 172.5」を「100 分の 165」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の白河市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、平成 30 年 12 月 1 日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の白河市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

平成 30 年 12 月 13 日提出

白河市長 鈴木和夫

## 白河市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する 条例

第1条 白河市長等の給与及び旅費に関する条例（平成17年白河市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の167.5」を「100分の172.5」に改める。

第2条 白河市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「、6月に支給する場合には100分の157.5、12月に支給する場合には100分の172.5」を「100分の165」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の白河市長等の給与及び旅費に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、平成30年12月1日から適用する。  
（期末手当の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の白河市長等の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

平成30年12月13日提出

白河市長 鈴木和夫

## 白河市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 白河市職員の給与に関する条例（平成17年白河市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第22条第2項第1号中「100分の90」を「100分の95」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「100分の47.5」に改める。

附則第15項中「100分の0.81」を「100分の0.855」に、「100分の90」を「100分の95」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条、第5条関係）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額						
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	128,900	198,700	235,100	268,700	295,300	326,400	371,500
	2	130,000	200,500	236,800	270,800	297,600	328,700	374,200
	3	131,600	202,300	238,400	272,600	299,900	331,000	376,800
	4	132,700	204,100	240,100	274,700	302,200	333,300	379,500
	5	133,500	205,700	241,600	276,500	304,200	335,500	381,600
	6	134,600	207,500	243,200	278,600	306,500	337,600	384,200
	7	136,100	209,200	244,800	280,600	308,700	339,900	386,700
	8	137,200	210,900	246,400	282,700	310,900	342,100	389,300
	9	138,100	212,500	248,000	284,700	313,000	344,200	391,700
	10	139,200	214,400	249,500	286,700	315,300	346,400	394,400
	11	140,600	216,200	251,000	288,800	317,600	348,500	397,100
	12	141,700	218,000	252,500	291,000	319,900	350,700	399,800
	13	142,700	219,500	253,900	292,900	322,000	352,700	402,400
	14	143,800	221,400	255,300	295,000	324,100	354,700	404,700
	15	145,100	223,200	256,700	297,100	326,300	356,800	407,000
	16	146,200	224,900	258,200	299,100	328,500	359,000	409,400
	17	147,300	226,700	259,500	301,000	330,600	360,900	411,300
	18	148,400	228,400	261,400	303,100	332,700	362,900	413,300
	19	149,600	230,100	263,000	305,300	334,800	364,900	415,200
20	150,700	231,700	264,900	307,400	336,900	366,900	417,100	

21	151,900	233,200	266,400	309,300	338,900	368,700	419,000
22	153,100	234,900	268,300	311,400	341,000	370,700	420,800
23	154,200	236,500	270,100	313,500	343,100	372,600	422,700
24	155,300	238,000	271,900	315,600	345,200	374,600	424,600
25	156,400	239,500	273,700	317,400	346,800	376,600	426,500
26	157,800	241,100	275,500	319,500	348,800	378,600	428,000
27	159,100	242,500	277,400	321,600	350,800	380,600	429,600
28	160,500	243,800	279,400	323,700	352,800	382,700	431,200
29	161,900	245,000	281,100	325,600	354,400	384,400	432,900
30	163,400	246,100	282,900	327,700	356,300	386,200	434,200
31	164,900	247,300	284,800	329,800	358,200	388,000	435,500
32	166,500	248,500	286,700	331,900	360,000	389,800	436,800
33	167,900	249,800	288,300	333,500	362,000	391,400	438,000
34	169,500	251,200	290,200	335,500	363,800	392,800	439,300
35	171,000	252,400	292,000	337,600	365,600	394,300	440,700
36	172,500	253,600	293,800	339,700	367,500	395,900	442,000
37	174,000	254,500	295,500	341,500	369,000	397,500	443,200
38	176,700	256,000	297,300	343,500	370,300	398,700	444,000
39	179,300	257,400	299,100	345,500	371,700	400,000	444,800
40	182,000	258,900	300,900	347,500	373,100	401,200	445,600
41	184,900	260,200	302,700	349,500	374,400	402,400	446,200
42	186,600	261,600	304,400	351,400	375,400	403,600	446,900
43	188,400	263,000	306,100	353,300	376,500	404,700	447,600
44	190,100	264,400	307,800	355,100	377,600	405,800	448,400
45	191,600	265,400	309,400	356,800	378,600	406,600	449,200
46	193,400	266,800	311,100	358,300	379,400	407,300	450,000
47	195,200	268,200	312,800	359,800	380,300	408,000	450,500
48	196,800	269,500	314,500	361,300	381,200	408,600	451,200
49	198,500	270,600	315,700	362,800	382,200	409,200	451,700
50	200,000	271,800	317,200	363,700	383,000	409,800	452,100
51	201,500	273,000	318,800	364,800	383,700	410,400	452,500
52	202,900	274,300	320,500	365,800	384,600	411,000	452,900

53	204,200	275,400	321,900	366,800	385,300	411,400	453,400
54	205,600	276,600	323,400	367,900	386,000	411,700	453,800
55	206,800	277,900	325,000	369,000	386,700	412,000	454,100
56	208,000	279,200	326,600	370,000	387,400	412,300	454,400
57	209,500	280,300	328,200	370,900	388,000	412,500	454,700
58	210,800	281,400	329,400	371,600	388,600	412,900	455,100
59	212,200	282,500	330,600	372,300	389,200	413,200	455,400
60	213,500	283,500	331,800	373,000	389,900	413,400	455,600
61	214,600	284,500	332,700	373,300	390,400	413,900	455,900
62	215,900	285,500	333,600	373,900	391,000	414,100	
63	217,300	286,500	334,400	374,600	391,600	414,400	
64	218,600	287,500	335,200	375,300	392,200	414,700	
65	219,800	288,300	336,100	375,800	392,600	415,000	
66	220,900	289,200	336,500	376,500	393,300	415,300	
67	221,900	290,100	337,300	377,200	393,900	415,500	
68	223,100	291,000	338,100	377,800	394,500	415,800	
69	224,200	291,700	338,800	378,300	394,900	416,100	
70	225,300	292,400	339,500	378,900	395,400	416,400	
71	226,100	293,200	340,200	379,500	396,100	416,700	
72	227,000	294,100	340,900	380,100	396,600	416,900	
73	227,800	295,000	341,500	380,600	396,900	417,100	
74	228,700	295,500	342,100	381,200	397,400	417,400	
75	229,500	295,900	342,700	381,900	397,700	417,700	
76	230,400	296,300	343,200	382,500	398,100	417,900	
77	231,000	296,500	343,500	383,000	398,400	418,100	
78	231,900	296,900	344,000	383,500	398,700		
79	232,800	297,300	344,500	384,100	399,000		
80	233,700	297,600	345,000	384,600	399,200		
81	234,500	297,800	345,400	385,100	399,400		
82	235,500	298,100	345,900	385,700	399,800		
83	236,300	298,400	346,400	386,100	400,100		
84	237,200	298,700	346,900	386,500	400,300		

85	237,800	299,000	347,300	386,900	400,500
86	238,600	299,300	347,700	387,400	401,100
87	239,300	299,600	348,200	387,800	401,800
88	240,000	300,000	348,600	388,100	402,500
89	240,700	300,300	348,900	388,600	402,900
90	241,400	300,600	349,400	389,200	403,400
91	242,100	301,000	349,900	389,700	403,800
92	242,800	301,300	350,300	390,100	404,400
93	243,300	301,500	350,500	390,300	404,900
94	244,000	301,800	350,900	390,600	
95	244,800	302,200	351,400	391,000	
96	245,500	302,600	351,800	391,400	
97	246,100	302,800	351,900	391,700	
98	246,800	303,100	352,400	392,200	
99	247,500	303,400	352,700	392,600	
100	248,200	303,800	353,100	393,000	
101	248,800	304,000	353,500	393,300	
102	249,500	304,400	353,900		
103	250,200	304,800	354,300		
104	250,900	305,100	354,600		
105	251,600	305,300	355,100		
106	252,100	305,600	355,500		
107	252,500	306,000	355,900		
108	253,000	306,300	356,300		
109	253,300	306,500	356,700		
110		306,900	357,000		
111		307,300	357,400		
112		307,600	357,700		
113		307,700	358,200		
114		308,100			
115		308,300			
116		308,700			

	117		308,900					
	118		309,100					
	119		309,400					
	120		309,600					
	121		309,900					
	122		310,200					
	123		310,500					
	124		310,800					
	125		311,100					
再任用職員		191,700	220,000	261,100	281,100	296,600	322,600	365,400

第2条 白河市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の132.5」を「100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の132.5」とあるのは「100分の75」を「100分の127.5」とあるのは「100分の70」に改める。

第22条第2項第1号中「100分の95」を「100分の92.5」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の45」に改める。

附則第15項中「100分の0.855」を「100分の0.8325」に、「100分の95」を「100分の92.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（白河市職員の給与に関する条例（以下「条例」という。）別表第1の改正規定に限る。）による改正後の条例の規定は平成30年4月1日から、同条の規定（条例別表第1の改正規定を除く。）による改正後の条例の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第1条の規定による改正後の条例の規定を適用する場合には、同条の規定による改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

平成30年12月13日提出

白河市長 鈴木和夫

